

(意見募集用 用紙)

「北海道食の安全・安心基本計画【第3次】(素案)」に対する意見

住 所	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
電 話 番 号	011-221-4217
氏名(団体名)	一般社団法人 北海道消費者協会
職 業	消費者団体

(1) 基本計画策定にあたっては、各界各層の広範な意見を反映させるべきである。

○「北海道食の安全・安心基本計画」は、道をはじめ、国、市町村等の関係行政機関や関係業界、道民等の幅広い理解と協力がなければ実効性が伴わないものと思われる。策定に当たっては、基本計画に基づく施策の実施状況や特に目標値に届かなかった課題等を検証し、パブリックコメントに止まらず、各界各層の幅広い意見を積極的に聴き取り、適切に反映すべきである。

(2) 外食等の食材虚偽表示多発に鑑み、関係業界等への行動指針や関係法令等の改正意見を基本計画に盛り込むべきである。

○今年、ホテル・デパート等のレストランにおいて、食材の虚偽表示が相次いだ。特に「ステーキ」と称した「牛脂注入肉」の牛脂には、小麦や乳などのアレルギー物質が含まれており、消費者の健康・生命への不安が高まっている。さらに、一連の虚偽表示の中で、遺伝子組換え作物を利用した可能性が明らかになった。遺伝子組換え作物の使用・不使用は、消費者が選択する際の重要な情報である。

基本計画の中に、再発防止の為、関係業界等への行動指針の提示や中食・外食にも、アレルギー表示・遺伝子組換え作物表示の早期義務化の意見を盛り込むべきである。

(3) 食の安全・安心を脅かす規制緩和の動きに対し、規制緩和抑止対策を盛り込むべきである。

○今後、TPPや食のグローバル化等により、遺伝子組換え食品表示撤廃、食品添加物や残留農薬の安全基準等の規制緩和、BSE検査基準の再緩和等が懸念されている。

基本計画の中に、食の安全を脅かす規制緩和の動向等の速やかな情報収集と規制緩和抑止対策を盛り込むべきである。

(4) 原子力発電所事故に伴う、「食の安全・安心の確保策」について、一層の強化策を盛り込むべきである。

○原子力発電所事故に伴う、「食の安全・安心の確保策」については緊急性が高く、社会的影響も大きいので抜本的対策が必要である。

基本計画の中に、食品の放射能緊急検査体制の整備を含む、危機管理体制の一層の強化策を盛り込むべきである。

(5) 今後、新たな表示制度を設ける際には、「北海道食の安全・安心条例」に則り、安全基準、表示、広告等の適正指針を盛り込むべきである。

○今年の4月から「北海道食品機能性表示制度」が発足し、現在8社12件が認定されている。消費者にとって、国の特定保健用食品(トクホ)制度との違いや「機能性」について、分かりづらい点がある。今後フード特区等の拡大に伴い、高付加価値化を謳った、あらたな食品表示制度の新設も予想される。基本計画の中に、道において新たな表示制度を新設の際は、安全基準、表示、広告等の消費者の選択に資する適正指針等を盛り込むべきである。

(6) 新食品表示が、平成27年中にもスタートするが、「新表示制度」の普及啓発等について基本計画に盛り込むべきである。

○食品購入時の重要な目安となる、食品表示が大きく変わろうとしている。今年6月に「食品表示法」が公布され、食品表示の一元化が2年以内実施される予定となっている。今回の改定は大幅なものであり、消費者はもとより、関係団体などへの周知等「新表示制度」の普及啓発の具体策等を基本計画に盛り込むべきである。

(7) エゾシカ等野生肉の衛生管理体制の強化策を盛り込むべきである。

○エゾシカ等野生肉は、国の衛生管理基準となる「と畜場法」の対象外で、道独自の「エゾシカ衛生処理マニュアル」及び「食品衛生法」により衛生管理等が行われているが、消費拡大に伴い、衛生管理面での安全性が懸念されている。

基本計画の中に、国の関係法令の改正意見や同マニュアルの見直し等衛生管理体制の規制強化策を盛り込むべきである。

(8) BSE検査体制の適正な管理運営について、一層の強化策を盛り込むべきである。

○BSE検査基準の相次ぐ変更や全頭検査の廃止等により、と畜場等において、混乱も予想されるので適正な管理運営についての一層の徹底が必要である。

基本計画の中に、と畜場等におけるBSE検査体制の適正な管理運営についての一層の強化策を盛り込むべきである。

(9) 牛肉骨粉を原料とした肥料については、今後仮に出回ったとしても、安全性の観点から生産者への使用自粛要請を盛り込むべきである。

○BSEの原因とされる牛肉骨粉を肥料に利用することが、今年の4月に食品安全委員会で認められ、近く一定の管理措置を講じた上で、市場に出回ると言われているが、牛舎内や牧草地等で牛が間違えて食べる不安がある。

基本計画の中に、今後仮に牛肉骨粉を原料とした肥料が出回ったとしても、生産者への使用自粛要請を盛り込むべきである。

(10) 現在、「どさんこ食育推進プラン(第3次)素案」が、道で策定中であるが、当「北海道食の安全・安心基本計画(第3次)素案」と不可分な関係にあるので、両プランの統一作成等の検討を行うべきである。

○食における「安全・安心」と「食育」は不可分であり、総合的に推進した方が効果的と思われるので、今後広く関係者等の意見を聴き検討を行うべきである。

提出先・問合せ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課連携推進グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011-231-4111 (内線27-694)

直通電話 011-204-5430

FAX 011-232-7334

E-mail shokuan.jyouhou@pref.hokkaido.lg.jp